

岐阜県公報

目次

教育委員会規則

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課) 一七三
(同) 一七三

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

選挙管理委員会告示

施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称の変更

(選挙管理委員会) 一七四
(同) 一七四

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定取消し
農業委員会委員選挙における個人演説会を開催することができる施設の指定の取消し

(同) 一七四
(同) 一七四

公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業流通課) 一七五
(農地整備課) 一七五

土地改良事業の工事の完了

正誤

土地改良区役員の退任及び就任中訂正

(損斐農林事務所) 一七五

教育委員会規則

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月三十一日

岐阜県教育委員会

委員長 稲本 正

岐阜県教育委員会規則第九号

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する権限の委任等に関する規則(昭和三十一年岐阜県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項第一号中「及び幼稚園」を削り、同条第二項中「前項第十五号」を「前項第十六号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月三十一日

岐阜県教育委員会

委員長 稲本 正

岐阜県教育委員会規則第十号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜県立大垣養老高等学校の部全日制の課程の款農業に関する学科の項中「環境科学科」の下に「環境園芸科」を加える。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第六十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称の変更があったので、その旨告示する。

平成二十三年五月三十一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

名称の変更

変 更 後	変 更 前
かさい内科小児科皮膚科	岐阜西病院

岐阜県選挙管理委員会告示第六十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定の取

消しをしたので、その旨告示する。

平成二十三年五月三十一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

指定を取り消す施設の名称等

名 称	所 在 地
かさい内科小児科皮膚科	岐阜市西庄 4 15 32
社会福祉法人祥雲会 ケアハウスあかつき	関市下田金915
社会福祉法人祥雲会 特別養護老人ホームあかつき	関市下田金西久瀬912

岐阜県選挙管理委員会告示第六十二号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第四百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会を開催することができる施設の指定の取消しについて、次のとおり報告があったので、その旨告示する。

平成二十三年五月三十一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

指定を取り消した施設

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地
多治見市	多治見市昭和体育館	多治見市平和町 4 丁目84番地

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十三年五月三十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十三年五月十三日
 - 二 届出者の氏名又は名称
ゲンキー株式会社
 - 三 建物の名称及び所在地
(仮称)ゲンキー関東新店
関市東新町六丁目三一六番一 外
 - 四 大規模小売店舗の新設日
平成二十四年一月十四日
 - 五 店舗面積
二、三九二平方メートル
 - 六 駐車場の収容台数
一一四台
 - 七 荷さばき施設の面積
七〇平方メートル
- 土地改良事業の工事了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十三年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	事業の種 類				施行に係る地区名	工事了年月日
	岩村東部地区 (農業用排水施設整備)	岩村東部地区 (農業用道路整備)	岩村東部地区 (ほ場整備)	学頭地区		
県営中山間地域農村活性化総合整備事業	平成一三・三・九	平成一四・三・一〇	平成二二・一〇・三〇	平成二二・一一・三〇	岩村東部地区 (ほ場整備)	平成二二・一〇・三〇
県営ため池等整備事業	平成二二・一〇・三一	平成二二・一〇・三一	平成二二・一〇・三一	平成二二・一〇・三一	越 沢 地 区	平成二二・一〇・三一
県営水環境整備事業	平成一八・三・二四	平成一六・三・二四	平成一八・三・二四	平成一六・三・二四	上 野 平 地 区	平成一八・三・二四
					山 田 地 区	平成一六・三・二四

正 誤

(原稿誤り)
平成二十三年五月十三日第二千二百四十七号 土地改良区役員 の 退任及び就任百三十三頁下段後から二行目中「久保田 徳」は、「久保田芳徳」の誤り。

平成二十三年五月三十一日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター